

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年9月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

保険料収納支援システム構築及び運用保守等業務委託

(2) 目的

世田谷区は、平成30年度より、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の3保険料について、延滞金の徴収及び還付加算金の加算を実施する。

実施にあたっては、領収日を基に各種金額を計算することとなるため、各納入済通知書に押印されている領収印(スタンプ印)から、領収日を読み取り、基幹システムに取り込む作業が必要となる。

また、被保険者からの問い合わせに、即時に対応するため、各納入済通知書のイメージについてもデータ化を行い、納付場所等の確認、回答を即時に行えるようにする。

については、新たな読み取り技術を使用したシステムを導入することにより、上記事業を実施し、同時に、問い合わせ作業等の事務効率化を図る。

システム構築については、既存のパッケージシステムをベースとした構成とすることにより、費用を抑制し、改修期間の短縮と安定稼働を目指す。

(3) 業務内容

システム設計開発

システム機器等(ソフトウェア含む)の運用保守業務

(4) 履行期間

システム構築

平成29年12月1日から平成30年3月31日まで(予定)

運用保守業務

平成30年2月1日から平成35年1月31日まで(予定)

契約は、年度毎に締結し、各年度における本事業の予算配当があることを契約締結の条件とする。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者参加者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第3項による措置を現に受けていないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者または事実上経営に参加していないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」並びに「情報セキュリティマネジメントシステム（ I S M S ）適合性評価制度」の認証を受けていること。
- (7) 富士通株式会社の基幹系システム「MICJET」と連携した実績を有すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

(1) 提案書

- 実施方針及び実績に関する事項
- 実施体制・プロジェクト管理に関する事項
- 情報セキュリティ対策に関する事項
- システム構成に関する事項
- システムの運用・保守に関する事項
- システム機能に関する事項

(2) 見積書

見積金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区保健福祉部保険料収課

住 所：〒 1 5 4 - 8 5 0 4 世田谷区世田谷 4 - 2 1 - 2 7

世田谷区役所第 2 庁舎 2 階 26 番窓口

電 話：0 3 - 5 4 3 2 - 2 3 3 9 F A X 0 3 - 5 4 3 2 - 3 0 3 8

E-mail：sea02085@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：平成 2 9 年 9 月 2 9 日（金）～ 1 0 月 1 3 日（金）

場 所：上記（ 1 ）に同じ

方 法：窓口にて交付（世田谷区のホームページからダウンロード可）。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/112/237/238/d00155712.html>

- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
期 限：平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日（金）午後 5 時まで（必着）
場 所：上記（ 1 ）に同じ
方 法：持参または電子メール
- (4) 提案要求説明書等の内容に関する質問及び回答
期 間：平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日（水）午後 5 時まで（必着）
方 法：質問票を下記メールアドレスあてに送付
sea02085@mb.city.setagaya.tokyo.jp
回 答：平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日（月）に、質問社名を伏せた形で、質問及び回答を全ての 提案参加会社に電子メールで送付する予定。
- (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
期 間：平成 2 9 年 1 1 月 9 日（木）午後 5 時まで（必着）
場 所：上記（ 1 ）に同じ
方 法：持参

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (6) 区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (8) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- (9) 企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (10) 提出された企画提案書は返還しない。
- (11) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (13) 本件の審査結果通知において、提案者ごとに評価点数及び順位についても通知する。